

# 嬉野市地域防災計画の主な修正内容

- 1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化**
- 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保**
- 3 被災者保護対策の改善**
- 4 平素からの防災への取組の強化**

# 1 避難行動要支援者名簿の活用による支援の充実・強化

背景

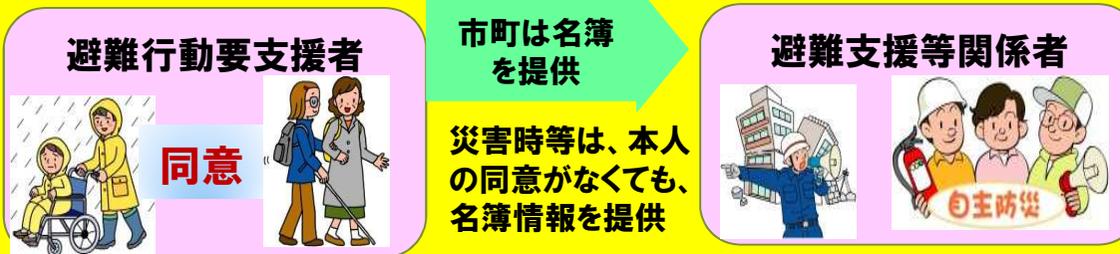
- ◆ 東日本大震災では、多くの尊い命が失われた。
- ◆ これまで、災害時要援護者名簿があったが、作成・活用が十分ではなかった。
  - ・犠牲者の過半数が65歳以上の高齢者
  - ・障害者の犠牲者の割合も、健常者のそれと比較して2倍程度

- ◆ 避難行動要支援者名簿の作成
- ◆ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新

市に義務付け

修正内容

- ◆ 市町は、避難行動要支援者本人の同意を得て、避難支援等関係者にあらかじめ名簿を提供。



- ◆ 避難支援・安否確認体制
- ◆ 情報伝達体制の整備を図る。

# 避難行動要支援者の支援体制

## 要配慮者



## 避難行動要支援者



本人の同意がある場合は、平時から名簿情報を提供

市町



本人の同意がある場合は、平時から名簿情報を提供

災害時等は、本人の同意がなくても、名簿情報を提供

避難支援  
安否確認

避難支援等関係者



# 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

## 名簿に登載する者の最小限の範囲

① 要介護認定を受けている者



② 身体障害者1・2級(総合等級)の者で第1種を所持する身体障害者(心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く)



③ 療育手帳Aを所持する知的障害者

④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

⑤ 市町で実施する生活支援サービスを受けている難病患者

⑥ 上記以外で市町等が支援の必要を認めた者



## 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(1)

### 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

背景

- ◆ 東日本大震災では、避難所へ避難することによって、かえって人の生命に危険が及ぶということが起きた。



- ◆ 住民が緊急的に避難する「指定緊急避難場所」
- ◆ 被災者が一定期間滞在するための「指定避難所」

区別して指定

市に義務付け  
指定後は住民へ  
周知徹底

修正内容

洪水・津波など  
切迫した災害



緊急的に  
避難



災害種別ごとに指定



指定緊急避難場所  
(緊急的に避難する場所)



指定避難所  
(一定期間滞在する場)



## 2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保(2)

### 市町の避難勧告等の発令

正しい情報を  
聞くことが大切



### 屋内での待避等の安全確保措置

避難時の周囲の状況等により避難の立退きを行うことがかえって危険を伴う場合



市町は、屋内待避等の安全確保措置を指示することができる旨を追記



### 没日までに避難

避難が夜間になりそうな場合



市は、日没までに避難が完了できるような避難勧告等の発令に務める旨を記載



### 3 被災者保護対策の改善(1)

#### り災証明書の交付

平常時

災害による住家等の被害の程度の調査や、り災証明書の交付体制を確立

災害時

災害時には、遅滞なく被災者に対し、り災証明書を交付



- 被災者再建支援金の支給
- 住宅の応急修理
- 義援金の配分 等に幅広く活用

#### 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じ、被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める旨を追記。



被災者への支援漏れを防止



#### 被災者台帳

被災者の被害の状況  
被災者の各種支援措置の実施状況  
被災者の配慮すべき事項

### 3 被災者保護対策の改善(2)

#### 安否情報の提供

- ◆ 県・市町は、住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答する旨を追記。

居所を知られることにより、DV等により危害を受けるおそれがある被災者もいるため、個人情報の管理を徹底



#### 要配慮者に対する応急仮設住宅の優先入居等

- ◆ 市又は県は、
  - 要配慮者の優先的入居
  - 高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める旨を追記



### 3 被災者保護対策の改善(3)

#### 避難所の良好な生活環境の確保(1)

##### 女性の視点からの配慮

- ◆ 市町は、巡回警備や防犯ブザーの配布等に努める旨を追記。
- ◆ 市町は、高齢者、障害者、妊産婦等の様々な避難者の意見を吸い上げるため、
  - 相談窓口の設置
  - 窓口には女性を配置するよう努める旨を追記。



##### 避難所に滞在できない被災者への配慮

- ◆ 市は、やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、
  - 食料等必要な物資の配布
  - 保健師等による巡回相談 等により生活環境の確保に努める旨を追記。



### 3 被災者保護対策の改善(4)

#### 避難所の良好な生活環境の確保(2)

#### 食物アレルギーへの配慮

市は、食事の原材料表示  
に務める旨を追記

被災者が安心して  
食べることができる



## 4 平素からの防災への取組の強化(1)

### 地区防災計画による地域防災力の向上

- ◆ 地区の居住者や事業者が作成した「地区防災計画」を市地域防災計画に定めることができる旨を追記

自発的なコミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力を高める。

地域の居住者  
事業者  
地区防災計画

提案

市町防災会議  
最大限尊重し、地域  
防災計画に定める。



### ポータルサイト・サーバー運営者に対する協力要請

- ◆ 県は、避難情報などの緊急性の高い情報の広報は、主体的にポータルサイト・サーバー運営者へ協力要請する旨を追記。

緊急性の高い情報

避難情報等

市

広報の  
協力要請

ポータルサイト・  
サーバー運営者

広報

住民

## 4 平素からの防災への取組の強化(2)

### 飼い主による家庭動物対策

**平常時** 避難所での飼育についての家庭における準備

**災害時** 家庭動物との同行避難



### 物資の備蓄の推進

県と市で役割を定めた「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、備蓄の推進に努める旨を追記

県

すぐに入手困難なもの  
・アレルギー対応食品  
など

連携

役割分担

市

・食料、飲料  
・排泄等関係  
・寝具 等

## 4 平素からの防災への取組の強化(4)

### 消防団の充実・強化

市及び県は、

- ◇ 公務員の入団促進
- ◇ 装備の改善
- ◇ 地域防災力の中核となる団員の教養訓練を受ける機会  
の充実に努める旨を追記

